

## 特定相談支援重要事項説明書

福祉サービス等利用計画の作成にあたり、この説明書をもとにご説明いたします。  
この文書の中であなたは“利用者” 私たちは“支援事業者※1”とあらわしています。

福祉サービス等利用計画書作成とは、利用者がさまざまな福祉サービス※2を使いながら生活していく時の使い方などの計画を立てることです。この計画は、利用者の望まれる生活のしかたを基本に利用者とともに考えていきます。

※印がついている言葉には説明をしながら進めます。

※1 支援事業者・・・福祉サービス等利用計画の作成を受け持つのは、丹波市の指定を受けた相談支援事業者です。丹波市では、特定支援相談事業所ポップたんばの他にも複数の相談支援事業者があります。

※2 福祉サービス・・・①利用者の家にホームヘルパーが来て、掃除や洗濯、食事を作ったりするサービス。

②体が動きにくい利用者の食事やお風呂やトイレの手助けをすること。

③利用者が施設に行き、昼間過ごしたり、泊まったりすること。

④利用者の障害によっては、ベッドや手すりを使うことができます。

⑤買い物や病院に行ったり、外に出かける時にヘルパーが利用者と一緒に出かけるサービス。

⑥仕事をしたり就職するための訓練をすること。

⑦他にも障害ごとや、その人によって使えるサービスがあります。

### 1 福祉サービス等利用計画を作成する者（相談支援専門員）

支援事業者の名前 特定相談支援事業所ポップたんば  
説明する者 相談支援専門員  
連絡先（電話） 0795-73-0501

### 2 支援事業者の内容

支援事業者の名前	特定相談支援事業所 ポップたんば 丹波市指定 2831310020 号（指定特定相談支援事業所）
支援事業者のある場所	兵庫県丹波市柏原町柏原4283番地36
連絡先	電 話 0795-73-0501 ファックス 0795-72-0501
開いている日	月曜～金曜日（土曜、日曜、国民の休日、祝日、年末年始 は休み）

開いている時間	午前8時30分～午後5時15分
サービスを受けられる人	丹波市にお住まいの方や住民票のある方で福祉サービス等利用計画作成のサービスを受けることが <u>受給者証※3</u> に書かれている方

※3 受給者証・・・市がつくるもので、利用者の障害の重さや軽さに合わせて使える福祉サービスの量や種類が書かれています。福祉サービス等利用計画作成を利用できるか、できないかも書かれます。

### 3 支援事業者を運営している法人

法人の名前	社会福祉法人 恩鳥福祉会
法人のある場所	兵庫県丹波市柏原町柏原4283番地36
連絡先	電話 0795-73-0501 ファックス 0795-72-0501
法人の種類	社会福祉法人
代表者	理事長 足立 一志

### 4 支援事業者の職員

仕事の種類	仕事の内容	人数
仕事の内容を確認する者 (管理者)	福祉サービス等の組み方や毎月の仕事の利用者のために進んでいるかを見ます。	1人
相談を受ける者 (相談支援専門員)	福祉サービス等利用計画の作成や相談を受けます。	2人
事務の仕事をする者 (事務員)	特定相談支援給付費の請求事務や通信連絡事務など行います。	1人

### 5 福祉サービス等利用計画を作成する目的・考え方

目的	障害がある人やそのご家族が、その人らしい暮らし方や社会参加ができるように協力します。
考え方	<u>障害者総合支援法※4</u> に従って仕事をします。利用者には不公平なことが起こらないようにご相談を受けていきます。利用者が望む暮らし方や、社会参加ができるように福祉サービス利用の組み立てを行います。

※4 障害者総合支援法・・・障害がある人が福祉サービス等を使う時にしたがう法律です。  
福祉サービス等の内容や、その利用料金のことなどが細かく決められています。

### 6 特定相談支援事業所ポップたんばが行うこと

内容	行うことのご説明
福祉サービス等利用計画の作成	1 利用者やご家族のお話を聞き、ご希望や生活の仕方、工夫をしたほうが生活しやすいことなどを整理します。 2 福祉サービス等を行う事業者※5が行っている福祉サ

	<p>ービス等の種類や使い方をご家族にお伝えし、福祉サービス等を選んでいただけるようにします。</p> <p>3 <u>制度※6</u>として利用できる福祉サービス等や制度以外のサービス（利用料金があるもの、いないもの）など、種類や使い方、利用料などを利用者やご家族にご説明し、福祉サービス等利用計画作成についてのご意見をお聞きします。</p> <p>4 1～3のことに気をつけながら、利用者が望まれる福祉サービス等の使い方をもとに福祉サービス等利用計画を作成します。</p>
福祉サービス等を行う事業者などを選ぶための説明と連絡	<p>1 福祉サービス等を行う事業者とは、どのようなものがあるか説明し、利用者が選ぶための協力をします。また、利用者が使いたい福祉サービス等が使えるように福祉サービス等を行う事業者等と利用者の間に入り、話し合いの場をつくります。</p> <p>2 利用者が<u>入所施設※7</u>に入る時や、<u>病院に入る時※8</u>に、施設や病院の種類や内容をお伝えします。</p> <p>3 入所施設から出る時や、病院から出る時に<u>関係のある機関※9</u>や、事業者などへ利用者が望まれることの連絡や話し合いの場をつくります。</p>
福祉サービス等を組み立てるための話し合い (サービス担当者会議)	利用者が望まれる生活をもとに、福祉サービス等利用計画を作成するために利用者に福祉サービス等を行う事業者や市役所、施設などの関係者と話し合いを行い、福祉サービス等の組み立てをします。
行われているサービスの内容の確認・福祉サービス等利用計画の見直し	<p>1 利用者やご家族と月1回以上の話し合いをして、福祉サービス等がうまく行われているかをうかがいます。</p> <p>2 利用者の体の調子や生活に変わりないか、お話をうかがうなどして、利用者の希望によるか、体の調子の変化などに合わせて、福祉サービス等利用計画の組み立て方を変えたりします。</p>
福祉サービス等利用の量や種類がわかる表をつくること (サービス利用等量案の作成)	福祉サービス等利用計画の作成後、その内容をもとにサービス等利用の量や種類がわかる表をつくります。(利用者が使いたい福祉サービス等をもとに市が決めた福祉サービス等の量と種類がわかる表です。)
ご相談・ご説明	障害者総合支援法や生活に関することなど、いろいろなわかりにくいことや困っていることのご相談を受けたり、説明をしたりします。
病院や医師への連絡など	利用者の同意をいただいたうえで、福祉サービス等利用計画を作成したり内容を変えたりするために、関係する病院などと連絡を取ります。
<u>障害支援区分※10</u> を決める時の手続きの協力	利用者が福祉サービス等を使うために、市が行う障害支援区分を決める時の手続きがうまくいくように協力します。
福祉サービス等利用計	利用者が福祉サービス等利用計画作成の内容を書いたも

画の内容を見たい時	ので見たいと思われた時は、見るができます。また、コピーした文書もお渡しします。 (ただし、コピー代はいただくことがあります。)
-----------	--

- ※5 事業者・・・ホームヘルパーが利用者の家に訪問したり、昼間過ごす場所を提供したり、夜に泊まるができるようにしている施設などの福祉サービスを行う所のことを言います。
- ※6 制 度・・・障害者総合支援法や身体障害者福祉法などの法律で決められた福祉サービスを利用することです。家で生活する人や施設で生活する人のためなど、さまざまな法律があります。
- ※7 入所施設・・・利用者が泊まれる部屋があり、食事や入浴やトイレの手助けをする所です。障害が重くて、いつも手助けがいる人で自分の家では手助けを受けることが難しい人が入ります。
- ※8 病院に入る時・・・障害が重くなったり、病気にかかったりして、病院の手当てがいるようになり、福祉サービスだけでは生活しにくい人が長い日数を病院に入院して生活する時があります。
- ※9 関係のある機関・・・福祉の制度を使う時に申し込みをしたりする所で市の生活支援課などのことです。
- ※10 障害支援区分・・・利用者に体のようすを聞き、一次、二次の判定の後、利用者の障害の重さを6段階の何段階目になるかを市が決めます。この決まった障害支援区分によって、受けられる福祉サービスの量や種類が変わります。

## 7 利用者の負担額について

### ○福祉サービス等利用計画を作成する時の料金

福祉サービス等利用計画の作成は無料です。また、福祉サービス等利用計画の内容を変えることや、事業者や関係のある機関、病院などとの連絡や説明なども無料です。支援事業者へのご相談も無料です。

### ○交通費について

丹波市以外の方で、家に訪問して相談を受ける時には交通費またはその実費をいただきます。

公共交通機関を利用した場合・・・実費

支援事業者の自動車を使った場合

事業所から片道10km未満・・・250円

事業所から片道10km以上・・・25円/1km

### ○その他の費用

利用者の事情により必要となる実費をいただくことがあります。その時は、利用者への説明をおこない、利用者の同意をいただきます。

## 8 交通費やその他の費用の支払いについて

交通費やその他の費用について、計画相談支援を実施した月の翌月10日に請求書を送りますので、20日までに次のいずれかの方法でお支払い下さい。

ただし、その日が土曜、日曜、祝日の場合は、翌日に繰り下げてお支払い下さい。

① 事業者窓口に現金支払い

② 指定口座に振込み

中兵庫信用金庫 柏原支店

普通 0676272

名義 社会福祉法人恩鳥福社会

理事長 足立 一志

③ 金融機関口座からの口座振替

ご利用できる金融機関 : 中兵庫信用金庫

## 9 個人的な情報※11を守ること

支援事業者は福祉サービス等利用計画を作成する時に知った利用者や利用者のご家族などの秘密を勝手に他の人にもりません。

福祉サービス等利用計画や下記の利用目的の達成に必要な範囲で個人情報を使用します。

① サービス利用計画の達成

② サービス提供に際しての対応方法の検討

③ 障害福祉サービス支給申請の際の検討

④ 適切な支援を行うために公的機関（丹波市障がい福祉課等）への情報提供

⑤ 適切な支援を行うために福祉サービス提供事業者等への情報提供

⑥ その他適切なサービスを行うために必要と認める場合

※11 個人的な情報・・利用者の名前、年齢、住所や電話番号など、他の人が悪いことに使うと困る内容や、障害のようすや使おうとしている福祉サービスなど利用者の詳しい内容などです。

## 10 損害の弁償

支援事業者が仕事をする時に利用者や利用者の家族に支援事業者の責で、けがをさせてしまったり、大切なものを壊してしまったりした時は、契約書の第9条に書いてあるように病院にかかる料金や、大切なものを直すこと、買い直すための料金を弁償します。そのために次の保険に入っています。

○保険の名前

「障害者施設総合補償制度《5型》」

あいおいニッセイ同和損保（株）が取り扱っています。

○弁償できる主な内容

利用者やそのご家族などに支援事業者の責でけがをさせてしまったり、品物などを壊してしまったりした時など。

## 11 苦情受付の窓口

支援事業者が作成した福祉サービス等利用計画によって、福祉サービス等を受けていやな思いをしたり、気に入らないことがあり、そのことを支援事業者に伝えてもよくなかなかたりした時などは次の窓口にご相談下さい。

また、支援事業者の相談の受け方で気に入らないことや不満がある時にも同じ

所にご連絡下さい。

サービス苦情受付窓口	特定相談支援事業所ポップたんば 受付担当	兵庫県丹波市柏原町柏原4283番地36 電話 (0795) 73-0501 ファックス (0795) 72-0501 受付時間 午前8時30分～午後5時15分 (土曜・日曜・祝日はお休み)
	第三者委員	
	吉見 和幸	電話 (0795) 85-0497
	楠本 武夫	電話 (0795) 72-0248
	兵庫県運営適正化委員会	電話 (078) 242-6868
	丹波市役所 障がい福祉課	兵庫県丹波市氷上町常楽211 電話 (0795) 88-5263

## 12 虐待防止

障害者虐待防止法は虐待を防止することで障害者の権利を守るものです。虐待防止のための研修を行います。また、虐待の早期発見に努め、発見すれば丹波市障害者虐待防止センター（丹波市役所障がい福祉課内）へ通報します。

虐待防止に関する相談窓口	特定相談支援事業所ポップたんば 担当 宇佐美伸介	兵庫県丹波市柏原町柏原4283番地36 電話 (0795) 73-0501 ファックス (0795) 72-0501 受付時間 午前8時30分～午後5時15分 (土曜・日曜・祝日はお休み)
	丹波市役所 障がい福祉課	兵庫県丹波市氷上町常楽211 電話 (0795) 88-5263

福祉サービス等利用計画作成のサービス開始にあたり、利用者にこの用紙と付属別紙に従って重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

支援事業者 住所 丹波市柏原町柏原4283番地36

電話番号 0795-73-0501

説明者 社会福祉法人恩鳥福社会  
特定相談支援事業所ポップたんば

氏名 \_\_\_\_\_ (印)

説明場所 \_\_\_\_\_

説明日時 令和 年 月 日 時 分

私は、本文書に基づいて支援事業者から重要事項の説明を受け、同意しました。

<利用者> 住所 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ (印)

<代理人等> 住所 \_\_\_\_\_  
(利用者との続柄: \_\_\_\_\_)

電話番号 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ (印)

<後見人等> 住所 \_\_\_\_\_  
(利用者との続柄: \_\_\_\_\_)

(後見人の種類: 補助人 ・ 保佐人 ・ 後見人 )

電話番号 \_\_\_\_\_

所属

---

氏名

---

印